

第12回

(平成29年12月11日)

議事録

錦町農業委員会

錦町農業委員会総会会議録

- 1 開催日時 平成29年12月11日(月) 午前9時30分から午前10時10分
- 2 開催場所 錦町役場 3階会議室
- 3 出席委員 10名
1番委員 吉田 眞二・2番委員 谷口 一也・3番委員 尾方 学
4番委員 元村 彰浩・5番委員 今村 忠臣・6番委員 川村 勝也
7番委員 西嶋 健一・8番委員 福本 王雅・9番委員 税所 隆則
10番委員 石松 まゆ子
- 4 欠席委員 なし
- 5 議事日程
 - 1) 会期の決定
 - 2) 議事録署名委員の指名
 - 3) 会議書記の指名
 - 4) 議第43号案 農地法第3条の規定による許可申請について
議第44号案 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について
- 6 事務局職員
事務局長 山園琢磨、農地係 久保田文子
- 7 会議の概要

議 長 議事日程1の会期の決定については、本日1日としてよろしいでしょうか。全委員、異議なしということで本日1日と決定します。議事日程2の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいて異議ありませんか。それでは、9番・1番委員を指名します。

議 長 諸事報告がありましたらお願いします。

中 村 本日協議される農地売買の件ですが、12月4日あっせん会議を行いまして10a当たり55万円で協議成立しました。

8 番 本日協議される農地売買の件ですが、12月5日、10a当たり35万円で公社との契約が成立しました。

議 長 議事に入ります。議第43号案農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。事務局より説明をお願いします。

事務局 議第43号案農地法第3条の規定による許可申請について(朗読)

議 長 調査番号1番から8番について、4番委員より調査報告をお願いします。

4 番 (調査番号1～4)譲受人・譲渡人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は新規就農です。利用権設定の期間は5年です。使用借人の経営内容につ

いて報告します。家族10人（稼働力3人）です。経営面積は、60a、田27a、畑33aです。3条調査項目により報告します。1番（耕作面積）：問題なし。2番（通作距離）：1Km以内。3番（小作地）：問題なし。4番（貸付地）：小作に出していない。5番（取得価格）：小作料は、2番から4番は不作付地であり無償です。1番も無償です。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：親が所有しているトラクター、トラックを借用。8番（取得農地の利用計画）：里芋、ブロッコリ、飼料作物、青年就農計画で和牛の繁殖2頭となっています。9番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

4 番 （調査番号5～7）譲受人・譲渡人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は新規就農です。利用権設定の期間は5年です。使用借人の経営内容について報告します。家族8人（稼働力3人）です。経営面積は、67aです。3条調査項目により報告します。1番（耕作面積）：問題なし。2番（通作距離）：5番1Km以内、6、7番2km。3番（小作地）：問題なし。4番（貸付地）：小作に出していない。5番（取得価格）：小作料は、5、6番は使用貸借で無償です。7番は1筆2万円です。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：軽トラックは自己所有です。その他の機械は親との使用貸借です。8番（取得農地の利用計画）：里芋、ジャガイモ。9番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

4 番 （調査番号8）譲受人・譲渡人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は贈与です。譲受人の経営内容について報告します。家族2人（稼働力2人）です。経営面積は、54aです。人吉市に田18a、畑35a、田は自家用野菜、畑は栗栽培。3条調査項目により報告します。1番（耕作面積）：問題なし。2番（通作距離）：4Km。3番（小作地）：問題なし。4番（貸付地）：小作に出していない。5番（取得価格）：贈与で無償です。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：トラクターを所有。8番（取得農地の利用計画）：飼料作物。9番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 調査番号9番から19番について、9番委員より調査報告をお願いします。

9 番 （調査番号9～19）譲受人・譲渡人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手方の要望です。現在、耕作放棄地になっている農地です。譲受人の経営内容について報告します。家族1人（稼働力1人）です。従業員42人。経営面積は、91a、畑91a。3条調査項目により報告します。1番（耕作面積）：問

題なし。2番（通作距離）：200m。3番（小作地）：3名が合意解約し問題なし。4番（貸付地）：小作に出していない。5番（取得価格）：小作料10a当たり3千円。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：耕運機、軽トラックを所有。8番（取得農地の利用計画）：粟、ニンニク、野菜。知的障がい者施設と連携して作業をやっていきたい。9番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのこと。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 調査番号20番について、3番委員より調査報告をお願いします。

3番 （調査番号20）譲受人・譲渡人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手方の要望です。譲受人の経営内容について報告します。家族7人（稼働力4人）です。経営面積は、565a、田376a、水稲200a、WCS176a、畑190a、畑は芋、野菜。3条調査項目により報告します。1番（耕作面積）：問題なし。2番（通作距離）：800m。3番（小作地）：問題なし。4番（貸付地）：小作に出していない。5番（取得価格）：10a当たり40万円。6番（耕作放棄地）：あります。周囲も耕作放棄地で搬入路はあるが、搬入できない状態であり耕作不可能ではないかと判断しています。7番（農機具の利用計画）：トラクター2台、田植え機、動力噴霧器、その他、水稲、野菜関係の機械を所有。8番（取得農地の利用計画）：水稲、WCS。9番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのこと。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 調査番号21番について、2番委員より調査報告をお願いします。

2番 （調査番号21）譲受人・譲渡人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手方の要望です。譲受人の経営内容について報告します。家族4人（稼働力4人）、従業員5人です。経営面積は、766a、田16a、畑750a、すべて植木栽培。3条調査項目により報告します。1番（耕作面積）：問題なし。2番（通作距離）：30m。3番（小作地）：問題なし。4番（貸付地）：小作に出していない。5番（取得価格）：10a当たり40万円。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：ユンボ、ユニック、管理機、草払機を所有。8番（取得農地の利用計画）：植木。9番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのこと。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 調査報告が終了しましたので、発言のある方は挙手をお願いします。

佐無田 8番から19番の位置はどこでしょうか。

9番 寿豊苑の南側の農地です。現在荒地です。

2番 1から4番の荒地の解消は実現可能でしょうか。

4番 トラクターで1～2回耕起すれば、解消可能です。大木も生えておりません。

議 長 質疑がないようですので採決します。調査番号1～4について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員：挙手)

全委員賛成ですので、1～4番について原案のとおり決定します。

議 長 次に調査番号5～7について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員：挙手)

全委員賛成ですので、5～7番について原案のとおり決定します。

議 長 次に調査番号8について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員：挙手)

全委員賛成ですので、8番について原案のとおり決定します。

議 長 次に調査番号9～19について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員：挙手)

全委員賛成ですので、9～19番について原案のとおり決定します。

議 長 次に調査番号20について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員：挙手)

全委員賛成ですので、20番について原案のとおり決定します。

議 長 次に調査番号21について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員：挙手)

全委員賛成ですので、21番について原案のとおり決定します。

議 長 議第44号案農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について上程します。

議 長 事務局より内容説明をお願いします。

事務局 農用地利用集積計画（平成29年12月7日付け：球錦農林第10979号）の諮問があり、今回は所有権移転7件、利用権の再設定が6件、新規が18件です。

事務局 議第44号案農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について（朗読）

（議案書に基づき、設定者・非設定者・経営面積・期間・賃料等の内容説明）

以上の計画内容については、経営面積・従事日数等の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である

① 農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。

② 利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である

イ、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

- ロ、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
ハ、対象農地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
- ③対象農地の関係権利者全ての同意が得られていること。
の各要件を満たしていると考えます。

議長 以上をもちまして、本日の議案審議事項は全て終了しました。

以上

左会議の顛末に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成29年12月11日

農業委員会会長

9番 農業委員

1番 農業委員
